

コンサルティングサービス（総合）利用規定

（サービス概要）

第1条 当社は、当社が専門とする各種の事業領域に関する各種コンサルティングサービス（以下、「本サービス」といいます。）を、このコンサルティングサービス（総合）利用規程（以下、「本規定」といいます。）に基づき実施します。別途当社が規定を定めた場合、または、個別に契約をする場合を除き、レポートサービスや教育研修等、当社からお客様への情報の提供を役務の本旨とするサービスについても、本規定が適用されます。当社が、本規定以外に特定のコンサルティングサービスにかかる規定を定めている場合には、当該個別規定が本規定に優先して適用されます。

（総則規定の適用）

第2条 本サービスにかかる基本的条件として、当社が定める「PLAN-Bサービス総則規定」（<https://www.plan-b.co.jp/terms/>）に掲載のもの、以下本規定において言及される全ての規定において同じ）が適用されるものとします。同規定と本規定（本規定から参照されるその他の規定を含みます。以下本条において同じ）が矛盾抵触する場合には、本規定の定めが優先するものとします。

（個別契約）

第3条 本サービスを構成するコンサルティングの内容は、個別契約毎に異なります。サービスの内容にどのような業務が含まれるかについては、業務条件書（見積書、オリエンテーションシート、提案資料、仕様書、要件定義書等、文書の名称を問わず業務内容と履行条件を定めた文書であって、申込書において特定された文書を意味します。業務条件書を添付した電子メール・LINE/Chatwork等のチャットシステム上のメッセージ・FAXを含みます。以下本規約において同じ）に定める通りとします。業務条件書に基づきお客様が当社に申込書を提出した場合、本サービスにかかるお客様と当社の個別契約が成立します。

2 民法 641 条または同法 651 条の定めにかかわらず、当社による業務着手を問わず、当社との個別契約成立後は、契約期間が満了するまで、お客様は途中で個別契約を解約することはできないものとします。お客様が契約期間満了前に本契約の解約を希望する場合には、当社による本件サービスの遂行の有無にかかわらず、お客様は、契約期間を通した料金総額から支払い済みの金額を除いた金額を当社に支払うものとします。お客様が各規約に違反して当社が個別契約を解除した場合も同じとします。

（コンサルティング）

第4条 当社は、準委任業務として、専門家としての善良なる管理者の注意をもって、本サービスを実施します。特定の成果物が個別契約に定められている場合も、請負であることが個別契約に明示された場合の他は、準委任とします。

2 前項の定めにかかわらず、役務の性質上、当社によるコンサルティングの内容が客観的に妥当であること、漏れがないこと、お客様の目的に適合していること、誤りが無いこと、お客様の事業の成果が向上すること、低下しないことは保証されません。コンサルティングの妥当性は事業環境及び社会環境並びに法令・ガイドラインの制定・改廃によって変化するため、コンサルティングの結果が妥当性を維持することも保証できません。

3 コンサルティングの遂行に際して当社からお客様に提供する文書・資料に含まれる著作物の著作権は、提供後も当社に留保され、お客様の業務の遂行のために使用が許諾されます。

(運用・作業代行)

第5条 個別契約に当社による運用・作業代行が含まれる場合、当社は、準委任業務として、善良なる管理者の注意をもって、お客様が実施すべき運用又は作業をお客様に代わって行います。

- 2 運用・作業代行の対象とする事項は個別契約において明示的に定めた事項に限定されます。
- 3 個別契約において特に定めた場合の他は、特定の成果物はお客様に納品されません。
- 4 運用・作業代行に際して著作物が生じた場合、当該著作物の著作権（著作権法第27条・第28条の権利を含みます）は、発生時に、当社からお客様に移転します。
- 5 役務の性質上、個別契約において特に定めた場合の他は、当社の作業品質が一定の水準に達していること、お客様の目的に適合していることは保証されません。

(お客様による協力)

第6条 お客様は、本サービスの円滑な実施のため、当社の求めに応じ、経営情報、販売データ、各種資料の提供、関係者へのヒアリング機会の設定等、お客様が管理権限を有する各種のシステム上の設定等、当社が業務遂行に必要と判断した協力を行うものとします。お客様からの協力が不足又は遅延した場合、コンサルティングの内容に影響が及ぶ可能性があります。

(業務の完了)

第7条 個別契約における業務が準委任である場合であって、成果物の完成や報告を業務完了の条件としていない場合は、業務の実施期間の満了をもって、当社の業務が完了したものと扱われます。

(制限事項)

第8条 当社の判断にて業務の一部を第三者に委託することができるものとします。当社は、業務条件書において明示される以外の委託先名称、委託料等の委託条件、委託先の当社等との取引実績、委託先による業務実績や成果をお客様に開示する義務を負いません。

- 2 当社は、本サービス及び当社の各種の業務において、OpenAI社、Anthropic社、Google社その他第三者が提供するAI関連サービス（以下「外部AIサービス」という。）を利用し、お客様の情報を含む本サービスに関連する各種の情報を入力する場合があります。ただし当社は利用にあたって、外部AIサービスの利用規約において入力情報がAIモデルの学習に利用されないことを確認するものとします。

株式会社PLAN-B
制定：2025年12月1日